外国証券取引口座を開設しているお客様へ

外国証券取引口座約款の改訂に係る重要なお知らせ

外国証券取引口座約款の改訂(予定)により

2030年10月1日以降、外国株券等に係る配当金等は 支払開始日より5年を経過した時点で受け取れなくなります

◆ 外国証券取引口座約款の改訂内容

- ▶ 国内の金融商品取引所に上場されている外国株券等※の配当金等 (償還金等を含むすべての金銭)の支払手続において、決済会社が 配当金等の支払開始日として指定した日から5年を経過してもな お受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れ る除斥期間を設定します。
 - ※「外国株券等」とは、外国株券、外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、 外国受益証券発行信託の受益証券、外国カバードワラント、外国株預託証券及び外国株式等 を指します。<u>弊社にて委託・店頭取引でお取引いただける米国株式等(ア</u>マゾン・アップル等)は外国の金融商品取引所に上場されている商品 であり、本改訂の対象外です。

◆ 効力発生日(施行日)

- ▶ 2030年10月1日
- ※ 改訂後約款の効力発生日(施行日)より前の日を支払開始日として指定 した配当金等についても適用します。

◆ 外国証券取引口座約款の改訂理由

▶ 決済会社である株式会社証券保管振替機構の外国株券等保管振替決済制度(以下、「外株制度」といいます。)において、外株制度 固有の取扱いの解消及び証券会社等の事務負担軽減による安定 的な制度運営を目的として、未受領配当金等(実質株主が受領していない配当金等をいいます。)に除斥期間を設定する旨の改正が行われたことに伴う改訂となります。

当資料に関するお問い合わせこちらまで

スターツ証券株式会社 証券事業部 03-3686-2511

8:30~17:00(土曜・日曜・祝日を除く)

■スターツ証券の商号等

商号等:スターツ証券株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第99号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会